

給与所得に係る特別徴収

- 令和6年6月分は徴収せず、「定額減税「後」の税額」を令和6年7月分～令和7年5月分の11か月で均す。
【平成10年度の特別減税と同方式】

(注)合計所得金額1,805万円超の者や均等割・森林環境税(国税)のみ課税者など、定額減税が適用されない者にあっては、通常どおりの徴収方法による。

普通徴収(事業所得者等)

- 「定額減税「前」の税額」をもとに算出した第1期分(令和6年6月分)の税額から控除し、第1期分から控除しきれない場合は、第2期分(令和6年8月分)以降の税額から、順次控除。
【平成10年度の特別減税と同方式】

公的年金等に係る所得に係る特別徴収

- 「定額減税「前」の税額」をもとに算出した令和6年10月分の特別徴収税額から控除し、控除しきれない場合は令和6年12月分以降の特別徴収税額から、順次控除。

減税の実施方法(イメージ)

